

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年11月21日(金)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 椎名正和 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員
24番 石毛利雄 委員	25番 菅谷守夫 委員
26番 伊藤幸夫 委員	27番 熊切清 委員

4 欠席委員(1名)

20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について
1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
6件

議案第4号 農地・非農地判定について 1件
その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成26年度11月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、5番鈴木一郎委員、6番江波戸博委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号4番は賃借権に関する件、1番から3番までと5番から10番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から10番までを議案書を基に朗読】

番号1番から10番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、道路用地として農地を提供したため、営農規模維持のため買い求めるものです。譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと

思われます。

番号2番について、公園用地として農地を提供したため、営農規模維持のため買い求めるものです。譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

9番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしております、労働力から見ても問題ないと思われます。

25番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

27番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

17番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

24番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

1番 番号9番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

21番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙

手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、資材置場用地として畑2, 246㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

24番 番号1番について、申請地に資材置場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、資材置場用地として畑内一部雑種地500㎡を譲受け計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として現況畑339㎡を借受け計画するもの
です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、専用住宅用地として畑391㎡を借受け計画するものです。
農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、太陽光発電設備設置用地として畑1,683㎡を借受け計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、太陽光発電設備設置用地として畑1,004㎡を借受け計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、太陽光発電設備設置用地として畑1,257㎡を借受け計画
するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、申請者は住宅設備関係の会社の役員をしています。
現在、資材置場が不足しており申請地を譲受け資材置場を計画するもので
す。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用
目的に問題ありません。

なお、申請地の一部が昨年より申請者が資材置場として使用されていま
す。農地法の不知により使用してしまい反省しているとの始末書が提出さ
れています。

番号2番について、申請者は現在賃貸住宅に住んでいますが、結婚を契
機に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はな
いと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2番 番号3番について、申請地は住宅用地として区画整理をした区域の中
にあります。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分

や転用目的に問題ありません。

15番 番号4番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や、転用目的に問題ありません。

番号5番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や、転用目的に問題ありません。

番号6番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や、転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地・非農地判定について」を議題といたします。本案につきましては、去る19日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

農地委員長(6番)

本件につきましては、11月19日午前10時から、市民ふれあいセンター視聴覚室において農地委員会を開催いたしました。

議案第4号の区域につきまして、現地調査を実施しながら、農地か非農地かを審議いたしました。

現地は、ゴルフ場建設用地として整備されるものと見込んだことから農地としての管理がされていない区域が多く、農地へ向かう農道すらどこにあるか分からない状態でした。

審議した結果につきましては、農地とする土地18,649㎡、非農地とする土地135,877㎡です。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程お願いします。

議長 農地委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「農地・非農地判定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号「農地・非農地判定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件

議案第4号 農地・非農地判定について 1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成26年11月21日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。